

# 岐阜県公報

第 四 百 四 十 二 号  
令 和 五 年 十 一 月 七 日

( 火 曜 日 )

## 目 次

### 告 示

保安林に指定する予定である旨の通知  
保安林の解除をしようとする旨の通知  
道路の区域変更  
各務原都市計画の変更

( 森 林 保 全 課 ) 五〇七  
( 同 ) 五〇八  
( 道 路 維 持 課 ) 五〇八  
( 都 市 政 策 課 ) 五〇八

### 公 示

県営土地改良事業計画の決定  
市街地再開発組合の定款の変更認可  
土地改良区役員の就任  
土地改良区役員の退任

( 農 地 整 備 課 ) 五〇九  
( 都 市 整 備 課 ) 五〇九  
( 西 濃 農 林 事 務 所 ) 五二〇  
( 中 濃 農 林 事 務 所 ) 五二〇

## 告 示

岐阜県告示第四百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年十一月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
恵那市上矢作町字番内三三四の八一、字青ナギ三五九三の二七、三五九三の六三
  - 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 三 指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐は、択伐による。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和五年十一月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

加茂郡八百津町八百津字鷲ヶ峰二〇三の四・南戸字下之田一〇六六の九・潮見字十日神案五〇〇の七・五〇三の四・五四三の四・字大西六一一の六・字山王平六九九の一五・六九九の一七・六九九の一八・久田見字八町五九八七の一三・五九八七の一四・五九八八の三・五九八八の四・五九八九の三・五九八九の四・五九八九の二〇（以上一六筆国有林）・可児郡御嵩町小和沢字北浦山七五五二の八一・七五五二の八六・大久後字川平七五六六の六・七五六六の七・七五六七の三・字地蔵根七六二七の三・七六二八の三・字水落七七二の二・七七二の三・七七二の一〇・七七二の一一（以上一筆国有林）・瑞浪市日吉町字霜向六四六一の八八・六四六一の九一・六四六一の一二から六四六一の一三六まで・字川平七三〇七の一六二から七三〇七の一七八まで・字東洞八一〇の二一から八一〇の二三まで・字白ヶ根八二七六の二・八二七六の三・八二七七の三・八二七八の三・八二八二の三・八二八三の三・八二九一の三・八二九二の四・八二九九の三・八三〇〇の三・八三〇三の三・八三〇四の三・八三〇五の三・字水梨八三四九の三・八三五〇の三・八三五五の三・八三五六の三・八三五八の三・八三五九の三・八三六〇の三・八三六一の三・八三六四の三（以上六九筆国有林）・恵那市飯地町字祢宜田一二六七の二九・一三〇五の三・一三〇六の六・字奥屋一三三四の三・一三三四の四の一五・一三三四の四の一六・一三三五の二・一三三五の三・字魚釣一三四九の二〇・一三四九の三・一三四九の四・一三四九の五・一三四九の六・一三四九の七・一三四九の八・一三四九の九・一三四九の二八から一四九一の三三まで・字川平二五二三の五・二五二三の九・二五二三の二九・二五二三の三〇・二五二三の三四・二五五二の二（以上二六筆国有林）

(二)保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三)解除の理由

指定理由の消滅

二 解除予定保安林の所在場所

加茂郡八百津町南戸字川平四五三の二・四七三の三（以上二筆国有林）

(二)保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(三)解除の理由

指定理由の消滅

岐阜県告示第四百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年十一月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十一月七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域敷地の幅員		延長	備考
			前	後		
一般国道	百五十六号	高山市莊川町海上字初屋山七〇四番一地从先から同市同町同字同七〇二番一六地先まで	二・八〇 三・〇	二・八〇 三・九七	九・五	

岐阜県告示第四百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規

定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和五年十一月七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称  
各務原都市計画区域区分
- 二 都市計画を定める土地の区域  
都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所  
岐阜県都市建設部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課

公 示

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月七日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
緑と清流の里七宗地区	七宗町役場	令和五・一一・二二・六から七まで

市街地再開発組合の定款の変更認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の

市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において読み替えて準用する同法第十九条第一項の規定により公示する。

令和五年十一月七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 市街地再開発組合の名称  
岐阜駅北中央東地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間  
令和五年二月二十四日から  
令和十二年三月三十一日まで
- 三 施行地区  
事業計画書において表示するとおり
- 四 事務所の所在地  
岐阜市金町六丁目二十一番地
- 五 設立認可の年月日  
令和五年二月二十四日
- 六 変更の内容  
事務所の所在地  
変更前 岐阜市吉野町五丁目十二番地  
変更後 岐阜市金町六丁目二十一番地
- 七 変更認可の年月日  
令和五年十一月七日

市街地再開発組合の定款の変更認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において読み替えて準用する同法第十九条第一項の規定により公示する。

令和五年十一月七日

岐阜県知事 古田 肇

一 市街地再開発組合の名称

岐阜駅北中央西地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和五年二月二十四日から  
令和十二年三月三十一日まで

三 施行地区

事業計画画書において表示するとおり

四 事務所の所在地

岐阜市金町六丁目二十一番地

五 設立認可の年月日

令和五年二月二十四日

六 変更の内容

事務所の所在地

変更前 岐阜市吉野町六丁目二番地  
変更後 岐阜市金町六丁目二十一番地

七 変更認可の年月日

令和五年十一月七日

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和五年十一月七日

岐阜県知事 古 田 肇

就任した役員

土地改良区	就任年月日	役名	氏名	住 所
高須輪中 土地改良区	令和 五年 二月	理事	後藤 美代人	海津市海津町福江 二九一番地

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和五年十一月七日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住 所
川右岸用 水土地改良区	令和 五年 三月	理事長	尾関 健治	関市東田原 一〇九七番地

令和五年十一月七日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社